

児童生徒の保護者の皆様へ

## こどもが学校でけがをした！！そんな時は・・・

下諏訪町立小中学校では、学校管理下で発生した児童生徒の負傷等に対して、その医療費等が給付される「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入しています。

学校管理下の怪我等で医療機関を受診した場合は、この制度を利用して医療費の請求をしてください。

### ◆学校管理下とは

- ・ 始業前、休憩時間、昼休み ・ 授業中（各教科、遠足、修学旅行など）
- ・ 課外指導中（教師等の指導の下に行われている部活動など）
- ・ 通常の経路及び方法での通学中

### ●学校で児童生徒が負傷等をして、医療機関・調剤薬局等を利用する場合の手続き方法

- (1) 学校の保健室で①医療等の状況、②調剤報酬明細書、③災害給付金振込申出書の用紙を受け取ってください。
- (2) 医療機関を受診し、①医療等の状況を記入してもらい、医療費の自己負担額をお支払いください。また、院外処方を受けた場合には調剤薬局に②調剤報酬明細書を記入してもらってください。

※ この際、下諏訪町福祉医療費受給者証は提示しないでください。

ただし、治療が完了するまでに医療機関・調剤薬局等で支払ったすべての医療費の自己負担額が1,500円未満（保険診療点数が500点未満）の場合は、災害共済給付制度の対象とならず、下諏訪町福祉医療費給付金制度をご利用いただけますので、医療機関にご確認ください。  
詳しくは別紙をご覧ください。

- (3) ①医療等の状況、②調剤報酬明細書、③災害給付金振込申出書を学校の保健室へ提出してください。
- (4) 日本スポーツ振興センターが審査・確定した後、下諏訪町を通じて災害給付金が振り込まれます。

※日本スポーツ振興センターの審査基準に該当しなかった場合は、学校からお知らせいたします。その場合、下諏訪町福祉医療費給付金が支給されますので、役場住民環境課にてお手続きをお願いいたします。

### ○お問い合わせ先

- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付について：学校または下諏訪町教育委員会(28-0001)
- ・ 下諏訪町福祉医療費給付金について：下諏訪町住民環境課 国保年金係(27-1111 内線 138)

●福祉医療費給付金制度とは

乳幼児等（出生の日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）、障害者、母子家庭及び父子家庭等が医療を受けたときに、町が医療費の一部を助成する制度です。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用される場合は、給付の対象にはなりません。

●日本スポーツ振興センター災害共済給付制度と福祉医療費給付金制度について

治療が完了するまでの調剤（薬代）分も含むすべての医療費の自己負担額（保険診療分）の合計金額が・・・

1,500 円（保険診療点数 500 点）以上

○ センターの災害共済給付制度への申請対象

1,500 円（保険診療点数 500 点）未満

× センターの災害共済給付制度への申請対象外

医療機関の窓口で健康保険証を提示し、自己負担額をお支払いください。

※福祉医療費受給者証を提示しない。

学校を通じてセンターの災害共済給付制度への申請手続きを行う。

日本スポーツ振興センターの審査基準に該当した。

いいえ

「下諏訪町福祉医療費給付金制度」をご利用ください。

はい

センターから災害共済給付金が給付されます。